

景観形成基準

「良好な景観形成に関する方針」の実現を目指すため、それぞれの届出対象行為ごとの「景観形成基準」を次のように定めます。本市では、届出を受けて景観形成基準への適合を審査し、必要に応じて指導・勧告、形態意匠の変更命令等を行います。

(1) 建築物・工作物

①景観形成重点地区（伊勢堂岱遺跡地区）

位置・配置	○優れた景観資源に近接する場合は、その景観保全に配慮した位置とする。 ○従来 of 地形の改変を最小限にとどめるとともに、行為地区の優れた樹木、緑地等を保存し、建築物等の周辺景観と調和した位置とする。 ○良好な景観が見渡せる眺望点からその眺望を妨げない配置とするよう努める。 ○太陽光発電施設（産業用）は、原則設置できないものとする。 ○太陽光パネル（家庭用）を設置する場合は、事前相談を要する。
規模・高さ	○周辺の景観と調和した高さや規模とするよう努める。 ○行為地周辺が樹林地の場合は、できる限り樹幹から突出しない高さとするように努める。
形態・意匠・素材	○建築物全体としてまとまりがあり、良好な眺望景観の形成に配慮した形態・意匠とする。 ○建築物等は、周辺の歴史・文化との調和に努める。 ○周辺景観との調和や地域特性に応じ、全体的に違和感や圧迫感のない形態・意匠とする。 ○ベランダ・バルコニー、設備機器等を設置する場合は、建築物本体と調和したものとするなど、まとまりのある意匠とする。また、外壁部の広告等を表示しないよう努める。 ○太陽光パネル（家庭用）等を設置する場合は、建物と一体的な形状とし、反射が少なく、低明度、低彩度の目立たないものとする。 ○周辺の町並みや自然景観と調和した素材を選定するよう努める。また、反射性の高い素材を使用しない。 ○周辺の景観と馴染むよう、地域の自然素材又は伝統的素材を使用するよう努める。 ○建築後、汚れや破損等によって景観を損なうことがないよう、耐久性、耐候性、退色性、年月による風合い等を考慮した素材を使用するよう努める。 ○建築物等は、道路や鉄道からの眺めに配慮した形態・意匠とする。
色彩	○けばけばしい色彩とせず、落ち着いた色彩を基調に、山並み、田園との調和に配慮する。 ○壁面に複数の色やアクセント色を使用する際は、周囲の色彩との調和、色彩の組み合わせ、使用する面積のバランスに十分留意し、落ち着いたものとする。

色彩	○建築設備等の色彩は、建築物本体や周辺景観と調和するものとする。 ○工作物は、落ち着いた色彩で周辺景観や建築物と調和するよう努める。 ○屋根の色彩は、天然素材に近い「焦げ茶」や「深緑」などを基調とするよう努める。これら以外の色彩を採用しようとする場合は、事前相談を要する。 ○外壁の色彩は、木や土に近い茶色系（ベージュやブラウン等）や白（アイボリー）を基調とし、黒やグレーはアクセント色に留めるなど、集落内での調和を図ることに努める。これら以外の色彩を採用しようとする場合は、事前相談を要する。 ＊なお、これらの色彩については、新築、改築又は塗り替えを行う際に基準に合わせることでよいものとする。
敷地の緑化	○建築物が山並み、田園景観等の周辺景観と調和し、良好な景観の保全が図られるよう、樹木の高さや位置に配慮しながら、植栽に努める。 ○敷地の周囲は、中・高木や生垣により緑化し、道路から後退してできる空間には、積極的な緑化に努める。 ○植栽にあたっては、自然植生を考慮するとともに、周辺樹木と調和した樹種とする。 ○特に樹姿や樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存するよう努める。 ○駐車場は、道路から直接見えにくい位置に配置したり、周囲を緑化等により遮へいするよう努める。
視点場からの眺望	＜景観形成重点地区外の眺望範囲における事項＞ ○史跡視点場から北側への眺望を確保するため、眺望の範囲において、白神山地から田代岳まで稜線や北部丘陵地の稜線、田園景観を妨げないようにする。 ○太陽光パネル（家庭用）等を設置する場合は、視点場から見えないようにするとともに、建物と一体的な形状とし、反射が少なく、低明度、低彩度の目立たないものとする。
その他	○自動販売機やごみ置き場の設置、駐車場を整備する場合は、周辺景観に影響を及ぼさないよう努める。 ○河川等水辺に接する場合は、できる限り水際から後退し緑化するなど、水辺にふさわしい空間づくりを行う。

②まちの景観エリア

位置・配置	○優れた景観資源や伝統的建造物等に近接する場合は、その景観保全に配慮した位置とする。 ○周辺及び敷地内の建築物などと調和した配置とする。 ○道路境界線や隣地境界線から後退した位置とし、ゆとりのある空間を確保する。 ○太陽光発電施設（産業用）等を設置する場合は、幹線道路等から見えない位置での設置や、周りから見えないよう遮へいなどに努める。
規模・高さ	○周辺の景観と調和した高さや規模とするよう努める。
形態・意匠・素材	○建築物全体としてまとまりがあり、良好な眺望景観の形成に配慮した形態・意匠とする。 ○建築物等は、周辺の歴史・文化との調和に努める。 ○周辺景観との調和や地域特性に応じ、全体的に違和感や圧迫感のない形態・意匠とする。 ○ベランダ・バルコニー、設備機器等を設置する場合は、建築物本体と調和したものとするなど、まとまりのある意匠とする。 ○太陽光パネル（家庭用）等を設置する場合は、建物と一体的な形状とし、反射が少なく、低明度、低彩度の目立たないものとする。 ○屋上設備等は、通りから見えにくい位置に設置するか、目立たないよう遮へいする。 ○建築物への看板、広告塔などの設置はできるだけ避け、やむを得ず設置する場合は、集約化し必要最小限にとどめるとともに、周囲に与える突出感や違和感を軽減するような意匠とするよう努める。 ○通りに面して壁面等を設置する場合は、周辺の景観にあわせて適度に壁面を区分した意匠・形態とするなど、圧迫感や威圧感を軽減する。 ○建築後、汚れや破損等によって景観を損なうことがないよう、耐久性、耐候性、退色性、年月による風合い等を考慮した素材を使用するよう努める。
色彩	○けばけばしい色彩とせず、落ち着いた色彩を基調に、山並み、田園との調和に配慮する。 ○壁面に複数の色やアクセント色を使用する際は、周囲の色彩との調和、色彩の組み合わせ、使用する面積のバランスに十分留意し、落ち着いたものとする。 ○建築設備等の色彩は、建築物本体や周辺景観と調和するものとする。 ○工作物は、落ち着いた色彩で周辺景観や建築物と調和するよう努める。
敷地の緑化	○建築物が山並み、田園景観等の周辺景観と調和し、良好な景観の保全が図られるよう、樹木の高さや位置に配慮しながら、植栽に努める。 ○敷地の周囲は、中・高木や生垣により緑化し、道路から後退してできる空間には、積極的な緑化に努める。

敷地の 緑化	○植栽にあたっては、自然植生を考慮するとともに、周辺樹木と調和した樹種とする。 ○特に樹姿や樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存するよう努める。 ○駐車場は、道路から直接見えにくい位置に配置したり、周囲を緑化等により遮へいするよう努める。 ○道路に面した敷地境界には、沿道の町並みや緑の連続性の確保、圧迫感の軽減など、歩行空間の景観向上に配慮した植栽に努める。
視点場 からの 眺望	○太陽光発電施設（産業用）等を設置する場合は、視点場から見えないようにする。 ○太陽光パネル（家庭用）等は、建物と一体的な形状とし、反射が少なく、低明度、低彩度の目立たないものとする。 ○行為制限対象規模以下の建築物、工作物においても、周辺の景観から突出した印象を与えない位置や規模とする。
その他	○自動販売機やごみ置き場の設置、駐車場を整備する場合は、周辺景観に影響を及ぼさないよう努める。 ○河川等水辺に接する場合は、できる限り水際から後退し緑化するなど、水辺にふさわしい空間づくりを行う。

③さとの景観エリア

位置・配置	○優れた景観資源や伝統的建造物等に近接する場合は、その景観保全に配慮した位置とする。 ○周辺の景観と調和した配置とする。 ○山稜近傍では、稜線を乱さないよう、尾根より低い位置とする。 ○道路境界線や隣地境界線から後退した位置とし、ゆとりのある空間を確保する。 ○太陽光発電施設（産業用）等を設置する場合は、幹線道路等から見えない位置での設置や、周りから見えないよう遮へいなどに努める。
規模・高さ	○周辺の景観と調和した高さや規模とするよう努める。
形態・意匠・素材	○建築物全体としてまとまりがあり、良好な眺望景観の形成に配慮した形態・意匠とする。 ○建築物等は、周辺の歴史・文化との調和に努める。 ○周辺景観との調和や地域特性に応じ、全体的に違和感や圧迫感のない形態・意匠とする。 ○ベランダ・バルコニー、設備機器等を設置する場合は、建築物本体と調和したものとするなど、まとまりのある意匠とする。また、外壁部の広告等を表示しないよう努める。 ○太陽光パネル（家庭用）等を設置する場合は、建物と一体的な形状とし、反射が少なく、低明度、低彩度の目立たないものとする。 ○周辺の町並みや自然景観と調和した素材を選定するよう努める。また、反射性の高い素材を使用しない。 ○周辺の景観と馴染むよう、地域の自然素材又は伝統的素材を使用するよう努める。 ○建築後、汚れや破損等によって景観を損なうことがないよう、耐久性、耐候性、退色性、年月による風合い等を考慮した素材を使用するよう努める。 ○建築物等は、道路や鉄道からの眺めに配慮した形態・意匠とする。
色彩	○けばけばしい色彩とせず、落ち着いた色彩を基調に、山並み、田園との調和に配慮する。 ○壁面に複数の色やアクセント色を使用する際は、周囲の色彩との調和、色彩の組み合わせ、使用する面積のバランスに十分留意し、落ち着いたものとする。 ○建築設備等の色彩は、建築物本体や周辺景観と調和するものとする。 ○工作物は、落ち着いた色彩で周辺景観や建築物と調和するよう努める。

敷地の緑化	○建築物が山並み、田園景観等の周辺景観と調和し、良好な景観の保全が図られるよう、樹木の高さや位置に配慮しながら、植栽に努める。 ○敷地の周囲は、中・高木や生垣により緑化し、道路から後退してできる空間には、積極的な緑化に努める。 ○植栽にあたっては、自然植生を考慮するとともに、周辺樹木と調和した樹種とする。 ○特に樹姿や樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存するよう努める。 ○駐車場は、道路から直接見えにくい位置に配置したり、周囲を緑化等により遮へいするよう努める。
視点場からの眺望	○太陽光発電施設（産業用）等を設置する場合は、視点場から見えないようにする。 ○太陽光パネル（家庭用）等は、建物と一体的な形状とし、反射が少なく、低明度、低彩度の目立たないものとする。 ○行為制限対象規模以下の建築物、工作物においても、周辺の景観から突出した印象を与えない位置や規模とする。
その他	○自動販売機やごみ置き場の設置、駐車場を整備する場合は、周辺景観に影響を及ぼさないよう努める。 ○河川等水辺に接する場合は、できる限り水際から後退し緑化するなど、水辺にふさわしい空間づくりを行う。

上記の、さとの景観エリアに加え、

④景観形成重点地区（根子集落）

形態・意匠・素材	○屋根の形状は、切妻や片流れ、招き等、周辺の山並みとの調和や地域性等を踏まえた形態とする。
色彩	○屋根の色彩は、天然素材に近い「焦げ茶」や「深緑」などを基調とするよう努める。これら以外の色彩を採用しようとする場合は、事前相談を要する。 ○外壁の色彩は、木や土に近い茶色系（ベージュやブラウン等）や白（アイボリー）を基調とし、黒やグレーはアクセント色に留めるなど、集落内での調和を図ることに努める。これら以外の色彩を採用しようとする場合は、事前相談を要する。 *なお、これらの色彩については、新築、改築又は塗り替えを行う際に基準に合わせることでよいものとする。
視点場からの眺望	○根子トンネル西側出入口の視点場から西側の眺望を確保するため、眺望の範囲において、里山や奥山の稜線、田園景観を妨げないようにする。

⑤内陸線の視点場

視点場からの眺望	○鑑賞や撮影時に電柱や電線類等が入り込まないように配慮する。
----------	--------------------------------

(2) 開発行為に対する景観形成基準

土地の形状	○地形の改変をできる限り少なくし、従来の地形を活かしたものとする。 ○周辺地形との調和を図り、主要な視点場（眺望点）からの眺望を著しく損なうことがないようにする。 ○景観形成上支障を生じる土地の不整形な分割又は細分化を行わない。
土地の緑化	○行為地内はできる限り緑化するよう努める。 ○周辺の景観や植生と調和するよう、できる限り地域に多く生育する植物の中から樹種を選定するよう努める。 ○行為地内に優れた景観を形成している樹林等（特に、樹姿や樹勢の優れた樹木）がある場合は、それらを保全又は移植し、修景に積極的に活用する。
法面及び擁壁の外観	○長大な法面又は擁壁を生じさせないようにする。 ○法面はできる限りゆるやかな勾配とし、周辺の地形と滑らかに連続させる。 ○周辺の植生と調和した法面の緑化を行う。 ○擁壁などの構造物を設ける場合は、必要最小限度のものとし、自然素材等の仕上げを行うなど、周辺景観と調和するよう工夫する。

(3) 物件の堆積に対する景観形成基準

貯蔵又は集積の方法	○主要な視点場（眺望点）や道路から見えないよう、集積又は貯蔵の位置や方法を工夫する。 ○周辺の景観を阻害しないよう、集積又は貯蔵の高さをできる限り低くおさえ、整然と行う。
遮へい	○行為地の出入口は最小限に限定し、行為地が外から見えにくくなるよう塀や囲い等の遮へいに努める。 ○塀や囲いなどを設ける場合は、その色彩を周辺の景観と調和させる。 ○遮へいに伴う植栽にあたっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木と調和した樹種とする。

(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他土地の形質の変更に対する景観形成基準

遮へい	○行為地の出入口は最小限に限定し、行為地が外から見えにくくする。 ○行為地の周囲は、常緑の中・高木等による緑化や周辺の道路からの遮へいに努める。
跡地の形状	○長大な法面又は擁壁を生じさせないようにする。 ○法面はできる限りゆるやかな勾配とし、周辺の地形と滑らかに連続させる。 ○周辺の植生と調和した法面の緑化を行う。 ○擁壁などの構造物を設ける場合は、必要最小限度のものとし、自然素材等の仕上げを行うなど、周辺景観と調和するよう工夫する。
跡地の緑化	○行為を終了したところから速やかに周辺の植生と調和した緑化を行う。 ○やむを得ず擁壁が生じる場合は、周辺の景観と調和した形態や素材とするとともに、前面又は壁面に修景緑化を図る。 ○緑化にあたっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木と調和した樹種とする。
その他	○行為地内に優れた景観を形成している樹林等がある場合は、それらを保全し、修景に積極的に活用する。

色彩基準に関する事項

景観計画区域における届出対象行為のうち、景観への影響が大きな要素として、建築物や工作物等の色彩が挙げられます。

本景観計画では、「景観形成重点地区」や「重点地区の視点場からの眺望範囲」などのエリア区分を設定しており、例えば「景観形成重点地区」の伊勢堂岱遺跡周辺においては、本市「その他の景観計画区域」で順守すべき色彩に加え、世界文化遺産としてユネスコに推薦される他の遺跡群と同程度の基準の適用が求められます。また、その眺望範囲においては、それに準ずる色彩基準が求められます。

そこで、本景観計画では、下記のように、それぞれのエリア区分に応じた建築物や工作物等が目指すべき「指定推奨色」と最低限順守してほしい「基本色」を設定し、北秋田市らしい景観形成に向けた適切な運用を図るものとします。

なお、「景観形成重点地区」における色彩の新たな指定や変更は、地元住民による合意形成を経る必要があります。

■エリア別の推奨色と基本色の考え方

区域	指定推奨色（目指すべき色彩）	基本色（順守すべき色彩）
景観形成重点地区	・屋根や外壁の色彩を具体的に指定※ ¹ し、地域内の調和や統一を目指す	・指定推奨色以外を使用しようとする場合、「縄文遺跡群」の他都市と同程度の「推奨色の範囲」※ ² による運用を図る ・純色は原則使用しない
重点地区の視点場からの眺望範囲	・世界遺産登録を目指す他都市と同程度の「推奨色の範囲」※ ² による運用を目指す	・秋田県が定める「届出行為景観保全基準色彩ガイドライン」※ ³ による運用を図る
その他の景観計画区域	—	・秋田県が定める「届出行為景観保全基準色彩ガイドライン」※ ³ による運用を図る

※1：伊勢堂岱遺跡周辺や根子集落では、屋根や外壁に天然素材に近い色を用いることとします。指定推奨色の「望ましい色彩例」を P47 に示します。

※2：「北海道・北東北の縄文遺跡群」の他都市の事例を参考にした「推奨色の範囲」の概要を P48～49 に示します。

※3：秋田県の「届出行為景観保全基準色彩ガイドライン」の概要を P50～51 に示します。

*屋根に用いる銅板（無加工・無着色）や外壁の漆喰（白）等については、比較的短期間で周囲と調和する色になると考えられるため、施工時に色彩が制限範囲外であっても使用できるものとします。

(参考) 景観形成重点地区での指定推奨色

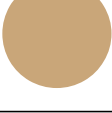
「景観形成重点地区（伊勢堂岱遺跡周辺と根子集落）」では、各自治会と協議を行い、木や土、葉などの天然素材に近い色を用いることとし、屋根は「焦げ茶」と「深緑」、外壁は「茶色系（ブラウン、ベージュ等）」や「白系（アイボリー）」を指定推奨色とします。

具体的な色彩については、下記のように、マンセル値や（一社）日本塗料工業会標準色見本帳番号を併記した「望ましい色彩例」を示し、円滑な管理・運用を図るものとします。

■屋根－制限範囲内の色彩例

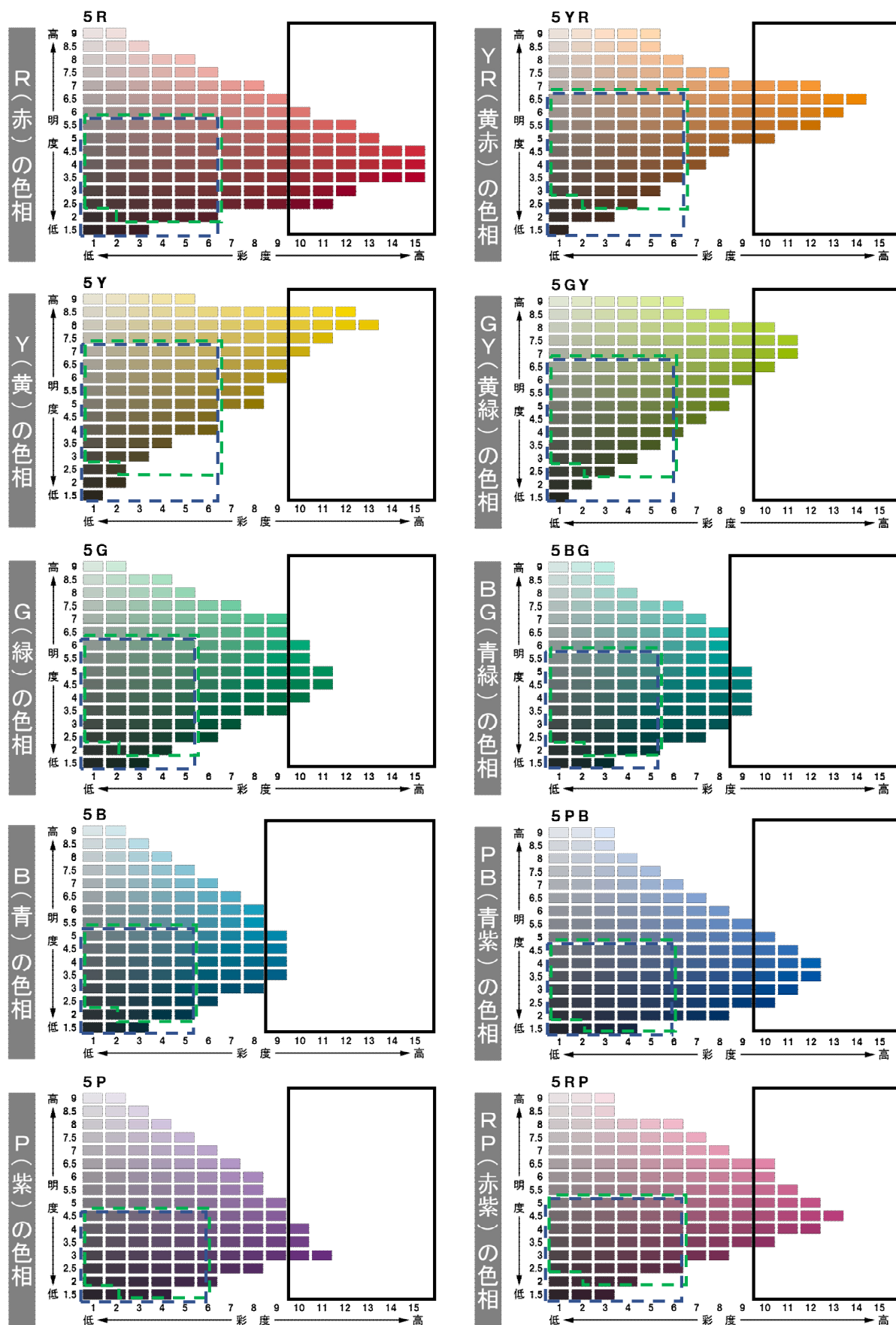
 10R3/2 09-30D	 5YR3/2 15-30D	 5YR3/3 15-30F	 5YR4/2 15-40D
 10YR3/2 19-30D	 10YR4/2 19-40D	 2.5Y3/2 22-30D	 2.5Y4/2 22-40D
 5GY3/2 35-30D	 5G3/6 45-30L	 10G3/6 49-30L	 5BG2/4 55-20H

■外壁－制限範囲内の色彩例

 5YR6/2 15-60D	 5YR6/3 15-60F	 7.5YR5/3 17-50F	 7.5YR6/2 17-60D
 7.5YR6/4 17-60H	 10YR5/2 19-50D	 10YR5/4 19-50H	 10YR6/1 19-60B
 10YR6/1.5 19-60C	 10YR6/3 19-60F	 10YR6/4 19-60H	 2.5Y5/2 22-50D
 2.5Y5/3 22-50F	 2.5Y6/1.5 22-60C	 2.5Y6/2 22-60D	 2.5Y7/2 22-70D
 2.5Y7/4 22-70H	 5Y5/2 25-50D	 5Y7/1.5 25-70C	 N8.5 N-85

* 表中の数値は、上段がマンセル値（色相・明度／彩度）、下段が（一社）日本塗料工業会標準色見本帳番号です。標準色見本は2年ごとに発行され、廃止色や新色が入れ替わります。

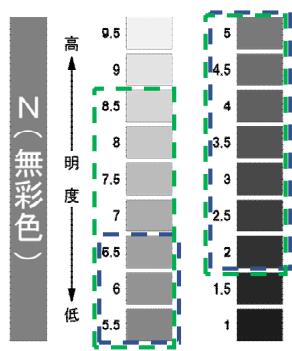
(参考)景観形成重点地区での基本色及び重点地区の視点場からの眺望範囲での指定推奨色



■ 屋根の推奨色の範囲

■ 外壁の推奨色の範囲

■ 純色等の範囲



 屋根の推奨色の範囲
 純色等の範囲

 外壁の推奨色の範囲

色 相	外 壁		屋 根	
	明 度	彩 度	明 度	彩 度
R (赤) 系	2.5以上6.0未満	6.0以下	6.0未満	6.0以下
	2.0以上2.5未満	1.5を超え6.0以下		
Y R (黄赤) 系	3.0以上7.0未満	6.0以下	7.0未満	6.0以下
	2.5以上3.0未満	1.5を超え6.0以下		
Y (黄) 系	3.0以上7.5未満	6.0以下	7.5未満	6.0以下
	2.5以上3.0未満	1.5を超え6.0以下		
G Y (黄緑) 系	3.0以上7.0未満	5.5以下	7.0未満	5.5以下
	2.5以上3.0未満	1.5を超え5.5以下		
G (緑) 系	2.5以上6.5未満	5.0以下	6.5未満	5.0以下
	2.0以上2.5未満	1.5を超え5.0以下		
B G (青緑) 系	2.5以上6.0未満	5.0以下	6.0未満	5.0以下
	2.0以上2.5未満	1.5を超え5.0以下		
B (青) 系	2.5以上5.5未満	5.0以下	5.5未満	5.0以下
	2.0以上2.5未満	1.5を超え5.0以下		
P B (青紫) 系	2.0以上5.0未満	5.5以下	5.0未満	5.5以下
	1.5以上2.0未満	1.5を超え5.5以下		
P (紫) 系	2.0以上5.0未満	5.5以下	5.0未満	5.5以下
	1.5以上2.0未満	1.5を超え5.5以下		
R P (赤紫) 系	2.5以上5.5未満	6.0以下	5.5未満	6.0以下
	2.0以上2.5未満	1.5を超え6.0以下		
N (無彩色)	2.0以上9.0未満	—	2.0以上7.0未満	—

参考：一戸町景観計画をもとに秋田県の色相基準を加味して作成

秋田県の景観を守る条例

～届出行為景観保全基準色彩ガイドラインの解説～

秋田県では、豊かな自然に恵まれた景観を大切に、かけがえのない財産として構成に引き継いでいくため、平成5年4月に「秋田県の景観を守る条例」を施行しました。これにより、国道・県道・鉄道から200m以内の地域（沿道沿線地域）において、一定規模以上の行為を行う場合には、県に届出が必要になりました。

届出対象行為のうち、特に建築物と工作物について、景観に与える影響が大きい「色彩」についての基準として「届出行為景観基準色彩ガイドライン」を定め、この基準に沿って景観保全を図ることにしています。



右図:ガイドライン表紙の色立体

- 「けばけばしい色彩」とせず、「落ち着いた色彩」を基調とし、周辺景観との調和に配慮すること。
- 色彩を組み合わせる場合は、使用する色相相互の調和を図るとともに、「アクセント色」の使用量に十分配慮すること。
- 建築設備の色彩は、建築物本体や周辺景観との調和を図ったものとする。
- 垣、さく等は、周辺景観及び敷地内の状況に配慮するとともに、建築物本体と調和のとれた色彩とすること。

言葉で「けばけばしい色彩」などといっても、その判断基準は人によって様々です。そうしたことから色彩の基準の適用に当たり、周辺景観との調和を図るための配慮すべき事項を次の通り決めました。

項目	配慮事項
けばけばしい色彩	彩度は6（樹木の緑）以下とする。
落ち着いた色彩	明度は周辺景観に与える影響を配慮する。
色彩の組み合わせ	それぞれの色彩の色調（トーン）をそろえる。
アクセント色	彩度6を超える場合は屋根及び壁面の面積の10%以内とする。

○なぜ彩度6以下なのか

建築物等の色彩を考える場合、一般的には、周辺の彩度より低くすることによって調和が得られやすいと考えられています。したがって自然景観との調和を考える場合は、自然物の彩度が概ね6程度以下であることから、建築物等の色彩はそれ以下とすると調和が得られやすいのです。

<樹木の緑>

光を通してみるためか、より鮮やかに見えますが、実際の葉の色の彩度は6程度であり、四季の移り変わりによる変化を考えても、彩度は3から6の範囲を繰り返します。

<晴天の空>

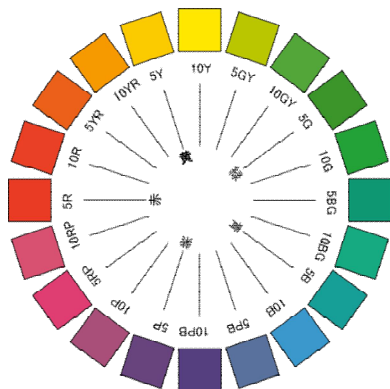
現実の色よりもずっと青く記憶されがちですが、実際にはよく晴れた日で彩度が3から4であり、少し曇り空になるとほとんど彩度はなくなります。

○アクセント色とは

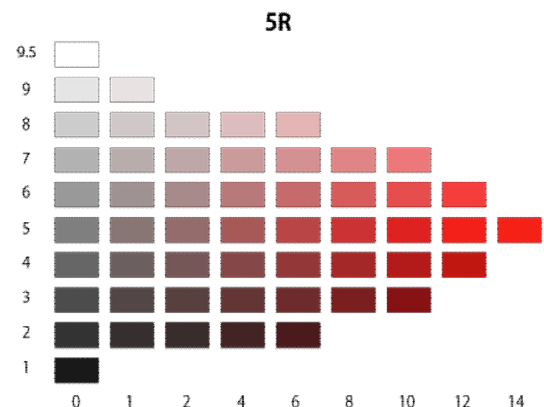
色彩には、面積が大きくなると実際の色よりも明度、彩度が高く見えるという特徴があります。彩度の高い派手な色を使用する際は、使用する面積をできるだけ小さくし、アクセントとして使用することで、全体的にバランスのとれた良好な景観を保つことになります。

○周辺景観との調和

それぞれの地域には「基調色」が存在し、一般的には、この基調を尊重すべきであり、その基準は建築の一般色が示していると考えられています。この基調と色調の違う色彩を使用する場合や、目立つ色彩を使用する場合等には、その地域の景観を招くことがあるので、周辺建築物との色差を少なくすることが望まれます。



マンセル 20 色相関(色立体を真上から見た色の並び)



色相 5Rでの明度・彩度表(色立体を 5Rで切る)